

浅間山噴火警戒レベル引上げに関する情報

(令和5年3月23日 15時30分 レベル1から2へ)

■気象庁発表 浅間山噴火警報（火口周辺）

【気象庁：浅間山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表】

- ・山頂火口から概ね2kmの範囲では、大きな噴石や火砕流に警戒してください。
（噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げ）
- ・浅間山では、15日頃から山体の西側での膨張を示すと考えられるわずかな傾斜変動が認められ、21日以降、山体浅部を震源とする火山性地震が増加しています。
- ・これらのことから、浅間山では火山活動が高まっており、今後、山頂火口から概ね2kmの範囲に影響を及ぼす小噴火が発生する可能性があります。

■小諸市の対応

- ・警戒レベル引上げに伴い、警戒対策本部を設置し、情報収集にあたっています。
- ・警戒レベルの引上げにより、火口から概ね2km以内が立ち入り禁止となったため、規制区域となる登山道に規制看板の設置を行いました。

※下記のとおり、賽の河原分岐点までの登山道は入山できます。

<火山館コース>

一の鳥居から火山館、湯の平口を経て賽の河原に至る登山道及び草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道

<黒斑コース>

車坂峠から槍ヶ鞘、トーミの頭、黒斑山、蛇骨岳、仙人岳、Jバンド、賽の河原に至る登山道

- ・なお、浅間山及び高峰高原周辺に所在する宿泊施設及びスキー場については、規制区域外ですので、ご利用可能となっています。

■問い合わせ先

小諸市役所 危機管理課 担当：市村、古平

Tel:0267-22-1700（内線2335） Eメール:kiki@city.komoro.nagano.jp